

午前10時00分開会

瘡師委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、11月定例会予算特別委員会を開会いたします。
本委員会の運営に関し、理事会で決定した事項は既にお配りしてありますが、ここで特に質問者に申し上げます。

持ち時間は答弁を含めて60分ということになっております。
その具体的な取扱いについては、理事会確認事項として、既に皆様方にお配りしている資料のとおりでありますので、留意の上、質問されますよう、改めてお願いいたします。

また、答弁者においては、簡潔な答弁に留意され、円滑な委員会運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、委員席につきましては、ただいま御着席のとおりにしたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、発言の通告がありますので、これより順次発言を許します。

瀬川侑希委員の質疑及び答弁

瘡師委員長 瀬川委員。あなたの持ち時間は60分であります。

瀬川委員 おはようございます。

今日は、あしたのカターレ富山のJ2昇格を祈願して青いシャツでやってまいりました。

新田知事、私からも当選のお祝いを述べさせてください。おめでとうございます。富山県民の幸せと県政発展のため、引き続きよろしくお願いいたします。

さて、今日から予算特別委員会ですが、私、大学時代は空手道競技をしておりまして、5対5の団体戦の先鋒を任されておりました。勝っても負けても勢いをつけるのが先鋒の役割ですので、この予算特別委員会、勝ち負けはありませんけれども、

勢いをつけて次につながられるように頑張りたいと思います。

本日は人口の話から、子供の環境、高校再編など合計15問用意しております。

まずは人口の話から始めたいと思います。

1問目は、前回9月議会とほぼ同じ質問になります。そのときは南里経営管理部長に答えてもらいました。本当はそのとき再質問すればよかったんですけども、反射神経が悪く、とっさに反応できなかつたので、お代わり質問になりますけれども再度質問させてください。

富山県内の大学等の定員総数は、令和5年で3,105人となっています。これは同時期の進学者数4,774人の約3分の2です。つまり進学タイミングで本県から人口が流出する構造的な仕組みとなっています。ですから、このままでは毎年1,600人社会減になる構造なので、大学等の受皿を拡大する必要がありますかと質問しました。そのとき部長からは、「県内の一部の大学、短期大学においても入学定員を満たさない状況が見られるところです。ですから、定員割れしないよう大学の魅力を高めて、高校生にしっかりアピールしていきます」と、こういう答弁でした。

一方で、先月行われた北陸三県知事懇談会においても、北陸3県の大学進学者に対する大学定員の割合は約8割であると、これは課題であると、それを踏まえて東京に集中している大学定員の偏在是正に関する取組を進めると、こんな話題もありました。

定員が充足するように県内大学の魅力を高めること、これはもちろん大切なんですけれども、仮に充足しても社会減構造には変わらないので、それとは別に、県内大学等の受皿を進学者数と同程度に引き上げる必要があると考えます。

魅力向上と受皿拡大はどちらも大事なんですけども、違う

問題だと思っうんですね。南里経営管理部長に所見をお聞きします。

南里経営管理部長 高校生が大学等の進学先を選択する際には、県内に限らず県外の大学を含めて、将来の夢や目標に向かって学びたいことを学ぶことができ、自分の可能性を開くためにふさわしいと感じることができる大学等かどうか重要な観点ではないかと認識しております。私たちも入れそうな大学に入ったということではなくて、やりたいこととか学びたいことがある大学に入ったんじゃないかと思っています。

そういうことですから、富山県内にそうした選択肢が十分にあることは大事なことでと考えております。県内大学が県内外の高校生に選ばれる進学先となるようにという答弁については、そういった思いで答弁させていただいたところでございます。引き続きさらなる魅力向上や学生募集の取組を支援してまいりたいと考えております。

瀬川委員 再質問はしませんけれども、魅力が高まって県内大学の充足はされても、毎年このままでは大変多くの進学者が県外に進学する選択肢しか選べない、こういう状況になっているので、北陸三県知事懇談会でもありましたけど、やはりここは、今すぐじゃないかもしれませんが、将来を見据えて手を打っていかないといけない部分だと思いますので、ぜひ定員の拡大に向けて動いていただければなと思っております。

次の質問に移ります。

続いて、2問目も9月議会と同じ質問です。

移住に関してですけれども、富山県は、起業する場合であれば移住元を問わない支援金はありますけれども、県内でも結果を出している市町村がありますので、県でも起業にこだわらない支援金が必要ではありませんかという質問をしました。

3か月前、田中局長からは「移住促進策の拡充の必要性は強

く感じているところ」とも言われましたが、「地方同士の支援金による競争を助長しかねないという面もあります」と、「移住は決して一時的なお金のみで決まるものではないため、仕事、住宅、子育て環境など多角的に富山県の魅力を伝えていく必要があると考えております」と、こういう答弁でした。

しかし、新田知事２期目のマニフェストに移住支援制度の対象を起業のみならず、全国、海外まで拡大というものがありました。方針変更とまでは言いませんけれども、この方向で進めるのか確認したく思っております。もちろん私としては、それを望んでおります。

移住支援制度の対象を、起業に限らない場合でも全国まで拡大するのか、実施スケジュールと併せて田中地方創生局長にお聞きします。

田中地方創生局長 本県の移住者数は、令和５年度に過去最高の966名となりました。移住者の世帯主の年代で見ますと20代から40代で全体の75%と、労働力確保、消費拡大などの経済面にとどまらず、移住者の活動を通して県民が郷土の魅力を再認識したり、地域に新たな活力がもたらされる契機にもなっていると認識しております。今後も、市町村等と連携して移住促進に強力に取り組むことは、非常に重要だと考えております。

このような中、これまでの地方の取組にかかわらず東京一極集中には依然として歯止めがかかっていないものの、地方への新たな人の流れを創出する上で、国が県と市町村とともに創設した移住支援金制度は一定の役割を果たしてきていると認識しております。そのため、移住支援金制度の支援対象を全国からの移住者に拡大することは、移住希望者が本県への移住を決める後押しとなり、移住促進に十分に有効であると認識しております。

その上で移住支援金制度、今やっておりますけれども、その

支援対象を全国からの移住者に拡大する場合には、移住者が実際に地域で受け入れられるための取組を進め、また移住支援金の4分の1の財源を負担いただいていた市町村の理解も得た上で、市町村と一体となって取り組む必要があると考えております。

今後、他県の例も踏まえまして、市町村ともそのメリットと課題を共有した上で、今後の取組について協議しながら検討を進めていきたいと考えております。

瀬川委員 ありがとうございます。

ぜひ全国、そしてまだ私はその姿勢はなかったんですが、海外からというのもすごく大事だなと思いますので、ぜひ進めていただければと思っております。

続いて、地域おこし協力隊に関してお聞きします。

2問目の移住ともつながる話ですが、私自身は、富山県は全国に自慢できるすばらしい県だと思っております。多くの方に富山県の魅力を知ってもらって住んでほしいなと思っております。一方で、この県には地域に様々な課題が現実としてあるのも事実かなと思っております。

そんな中、地域おこし協力隊は、地域課題を解決しながらその地に住んでもらう仕組みです。3年間は国が費用を全て負担する制度なこともあり、なるべくこの有利な制度をうまく活用できないかと思っております。

では、富山県は県としてどういうことをしているかということ、首都圏での募集セミナーの開催や、富山県地域おこし協力隊ネットワークの構築など、定着率の向上策に取り組んでいます。しかし、本県の地域おこし協力隊は何十人もいますが、全員市町村が採用している現状です。

しかしこれは市町村だけが採用できるのではなくて、県も採用できる仕組みです。でも富山県としては採用実績がない。来

年度の県庁活性化方針で、外部人材の積極的な活用とも言っています。行政課題の解決、外部人材活用の点からも有効と考えます。

地域おこし協力隊の重要性についてはいつも認識いただいていますので、市町村の取組を支援するだけではなく、本県としても採用してはと考えますが、田中地方創生局長に所見をお聞きします。

田中地方創生局長 地域おこし協力隊を活用した地域の課題解決や活性化に向けた取組といたしますのは、近年重要性が増してきていると認識しております。県内では、平成26年度—10年前になりますけれども—に3市町で7名でありました隊員が、今年の9月現在で13市町村の50名と大幅に増えておりまして、その活動分野も移住・定住の促進、関係人口の創出、観光・スポーツ振興など、多様化してきているところでございます。

また、国におきましても、地域おこし協力隊制度を活用した地域活性化をさらに推し進めるため、現在約7,200人の隊員数を令和8年度末までに1万人に増やすということを目標に、隊員及び受入れ自治体のサポートを強化しているところです。

こうしたことを受けまして、都道府県において隊員を採用するケースは先ほど御指摘ありましたとおり増えてきておりまして、近隣の石川県、福井県、新潟県、長野県などでも採用が行われているところでございます。

本県におきましては、従来の隊員の活動が特定の地域に入っただけで地域を支援するものであったことから、御指摘のとおりこれまで採用実績はありませんでした。

その活動分野が多様化していることを踏まえまして、今年度、近隣県の担当職員や隊員から活動内容や採用に向けた取組などについて情報収集を行ってきておりますほか、国主催の会議などの場を活用した情報収集にも今努めているところでございま

す。

今後、隊員の主たる年齢層である20から30歳代の若年層は全国的には減少傾向にはありますが、多くの隊員希望者が本県を選んで活動し、任期終了後も引き続き県内に定着して地域の担い手として活躍いただけるよう、市町村や地域おこし協力隊ネットワークと連携した支援を努めるとともに、県における隊員の採用についても検討してまいりたいと考えております。

瀬川委員 ありがとうございます。

国全体として増やしていく方針であるということですし、県庁の方と色々な仕事の話をしていただけますけれども、本当はこういうことをしたいけれども、ちょっとマンパワーが足りていないということが結構あると思うんですね、それは田中地方創生局長の所管のところじゃなくても。

ですから、そういうところにうまく外部人材を当て込める、そういう方を活用することで、今までできていなかったこと、余力がなくて手をつけられなかったようなところにもできる部分があると思いますので、ぜひ県としても来年度早々の採用ぐらいの意気込みで頑張っていたいただきたいなと思っております。

続いて新田知事に、この人口の問題についてお聞きしたいと思います。

まず前提として、2期目に向けた2つの八策に伴う100項目の公約が示されましたが、4年前の八十八策のロードマップとの位置づけを確認させてください。八十八策のロードマップは今年度で終了となるのか、また、100項目のロードマップも来年度に向けて今後示されるのか、新田知事にお聞きします。

新田知事 1期目の4年前に、県民の皆様にお示しした公約は、その実現に向けたロードマップを県庁が策定し着実に取組を進めてきました。その結果、今年度末までに92%、数にしたら81項目が実現可能と見込んでいるところです。現在1期目の八十

八策のロードマップの総括として、11月時点——任期変わりの時点ですね——での進捗状況を取りまとめて、関係部局から近日中に公表されると聞いています。

ややこしいかもしれませんが、私は2つの帽子をかぶってまして、知事の帽子とそれから政治家の帽子です。政治家として八つの政策と八十八の具体策というのを発表しました。それを掲げて選挙に出馬し選ばれたということになります。

県庁としては、それを受けてロードマップというものをつくって、それに基づいて進捗管理をしてきました。これは完全にほとんど一体なので、一致しているのです、私は折に触れてそのロードマップを参考にして達成度は何%ですよということを申し上げてきました。そんな関係です。

2期目では、1期目4年間でまいた種をしっかりと芽吹かせて実装していきたいと考えています。具体的には、新たに県民の皆様にお示しした、本県の活力を支えて発展の礎となる「未来に向けた人づくり」、そして、人口減少下であっても地域社会の機能を維持・発展させ、県民お一人お一人の豊かな暮らしを実現するために不可欠と私が思う「新しい社会経済システムの構築」、この2本の柱で取り組んでまいります。

今後新たに策定する予定の総合計画では、「未来に向けた人づくり」と「新しい社会経済システムの構築」、この2本を柱に据え、公約にお示しした100の政策の内容も踏まえて施策の方向性を示したいと考えています。

総合計画の施策を着実に推進し、その政策評価を通じて進捗管理を行っていくことにより、県民の皆様にお示しした政策を実現していきたいと考えています。

瀬川委員 すみません、私が聞き逃したのは、100項目のロードマップは来年度に向けて示されるのでしょうか。もう一度お願いします。

新田知事 聞き逃しではなくて、それはしゃべっていませんので。

結論から言うと、1期目に県庁でつくってくれたようなロードマップという形ではつukらないことになると思います。ただ、その100の政策も踏まえて総合計画をつくっていくということです。その総合計画は、もちろんしっかり進捗管理をしていくと。その中で、政治家として私が公約したことも行政組織の県庁として進めていくということになります。多分、これからですけど。

私は、100の約束は県庁として取り組んでもらえるものと思っています。

瀬川委員 ありがとうございます。

今やっている八十八のロードマップは、県民にも分かりやすかったですし、すごく意味があったと思うので、これからの話ですけれども、あの形そのものじゃないかもしれませんが、どういうふうに進んでいっているのかとか、今進捗はどれぐらいなのかというのは、ぜひ何らかの形で示す努力をしていただきたいなと思っております。

続いて次の質問に移ります。

富山県では、人口未来構想本部会議を今開いています。部局横断でこれまで6回会議を開いて、このままでいくと2060年で62万人になるという推計も示されました。現在、人口未来構想の骨子案を策定しようとしている最中だと認識しております。

その策定しようとしている骨子案の中でも、私自身は最大のポイントは出生率と社会増減、この2つをどう据えるかだと思っています。今から関連して3問続けますが、最初に出生のお話をしたいと思っています。

委員長、ここで資料の提示許可をお願いします。

瘡師委員長 許可いたします。

瀬川委員 新田知事になってから進んだ分野は多くあると思って

います。大学発ベンチャーの増加とか、県のブランディング、ウェルビーイング。北陸3県の連携もそうです。今までなかった動きも多くて、この部分は大変評価しております。

一方で、下がったものもあります。あんまりこういう話は県から発表がありませんけれども、これからの3問、文面だけ見ると厳しめかもしれませんが、頑張っしてほしいという期待を込めて質問するので、あんまりぴりっとさせたくないんで淡々と行きます。

下がったものの一つが出生率です。

富山県では、県民希望出生率というものを数年前に算出しました。これはお一人お一人の希望を聞いて、その平均を取ったものです。率とか数字を追い求めてくださいと言っているわけではありません。この1.9は県民の希望の総合値なので、どうすればこの希望に近づくのか、かなえられるのか、できていないなら政策をブラッシュアップしてほしいと思っています。

県民希望出生率1.9を富山県は目指しておりますが、現在と開きがある。少子化が止まらない原因はどこにあると考えているのか、川津知事政策局長にお聞きします。

川津知事政策局長 本県の出生数は、第2次ベビーブーム期以降減少傾向にありまして、去年は5,512人と過去最少を更新いたしまして、少子化に歯止めがかからない状況が続いているということで、それがこの合計特殊出生率に反映していると思っております。

出生数と婚姻数は関係が深く、未婚率の上昇が少子化の大きな要因となっているものと考えております。この背景には、出会いの場の減少や結婚に対する価値観の変化に加えまして、女性の社会減、若者を取り巻く経済・雇用情勢の変化、仕事と子育ての両立への負担感など、様々な要因が複雑に絡み合っているものと認識しております。

県ではこれまで、子育て支援策を充実するとともに、仕事と子育ての両立支援を中心に少子化対策に積極的に取り組んでまいりました。一方で、女性の社会進出対策に加え、結婚を望みながらかなえられずにいる若者や、子供を持つことに不安を持たれる方の雇用面での不安や価値観の変化に対応し切れていなかったのではないかと考えております。

瀬川委員 ありがとうございます。

次に、社会増減の話をしたしたいと思います。これも、以前より明らかに数字が下がったものの一つです。

本県の人口減少に対応する上で、自然増減、人の生き死にです。これは人口構成上避けられない部分がありますけれども、社会増減は転出と転入の差です。自治体の取組次第で動いてくる数字だと思っています。

現に、一極集中の東京圏以外でも社会増を達成している自治体は幾つもあり、富山県としてもあくまで社会増を目指すべきだと考えます。このグラフのように、数年前まで本県も社会増だった時期もありました。現在社会増となっていない原因はどこにあると考えているのか、田中地方創生局長にお聞きします。

田中地方創生局長 御指摘のとおり本県の人口における社会動態の推移を見ますと、令和5年の1年間で420名の転出超過となっています。これは、令和4年10月から令和5年9月までの1年間の数字になっております。一方で、令和5年度の県市町村の移住相談窓口等を通じた移住者数は966名となっております。転出超過数の420名と比較いたしましても相当な規模感まで増加していると考えております。

社会増にしていくためには、移住者をさらに増やしていく必要があると考えております。県では、市町村と連携して、移住に関心を持ってもらう、主体的に行動してもらう、長く住み続けてもらうといった移住に対する検討段階に応じて各種の施策

を実施してきたところでございます。

一方で、7月26日に先ほど御紹介ありました人口未来構想本部の第3回の会議を開きまして、そこでも議論をさせていただいたところですが、課題としては、例えば富山暮らしの魅力を発信できていない、また、実際に富山県に来て、暮らしまで体験することができないといった課題があると認識しております。

瀬川委員 ありがとうございます。

次の質問に移ります。

新田知事が4年前に掲げた八十八策、先ほども言いましたけれども、これによって今まで富山県が取り組んでこなかったものが大きく動いたプラスの面も多くあると思っています。

一方で、これまでよりも結果が伴っていない部分もあります。その一つが、この出生率と社会増減です。

八十八策は、この9割が達成されたと見るかどうかは議論があったところですが、というのも、着手は皆さんが認めるところだと思えますが、達成というところとちょっと違和感がある方もおられると思います。

少し触れますけれども、4年前の八十八策と今回の100項目の比較ですが、U I J ターンの推進ということで移住の対象の制度の充実を図る、達成と言われてはいますが、今回の百策でも、もうほぼ同じ項目が入っています。達成したものを再び書いているような感じですかね。

富山県全体の育児参加の機運醸成や県庁の男性職員の育休取得率、全国トップを目指す、これも達成になっています。取り組んでいるから達成なんです。取組を始めているから達成という言い方ですが、これもほぼ同じような文言が今回の100項目にも入っています。ロボットやICTを活用した農業、これも達成となっていました、また入っています。

とにかく、この八十八策のほとんどが、9割以上が達成されたけれども、それにもかかわらず県民希望出生率と現実の開きが大きくなっていることや、社会減が続いていて社会増を達成できてない現状をどう受け止めているのか、新田知事にお聞きします。

新田知事 令和2年11月に就任して以来、公約である八十八の具体策の実現に取り組んでまいりました。そして本県の魅力向上、活性化につながるよう努めてまいりました。そして地方創生交付金など様々な国の制度も大いに活用して、本県の特色、強みを生かした持続可能で活力ある富山の創造に向けて取り組んできたところです。

その結果、例えば県民希望出生率の実現に向けては、第3子以降の保育料を完全無償化したほか、男性育休への助成制度の創設により取得率が全国平均を上回る33.9%となりました。一定の成果を上げたと理解しています。

また、本県の魅力向上により、県と市町村の相談窓口を通じた移住者数は、先ほど田中局長からもお答えしましたが、令和5年度には過去最高の966人となりました。そして、うれしいことにその世帯主の年齢構成は20代から40代の若年層で、全体の75%を占めておりまして、ここでも着実に成果があらわれていると思っております。

しかしながら、本県も全国同様ですけれども、出生数は予測を超える減少傾向にあります。また、若者を中心に東京への一極集中に歯止めがかかっていないこともあります。こうした現状については危機感を持っております。

現状を冷静に受け止めて、これまでの取組を点検し、新しく前向きな取組を打ち出していく必要があると考えています。

今後、富山県人口未来構想本部での議論を踏まえて、直ちに取り組むべきものについては来年度当初予算に反映させ、人口

未来構想として取りまとめるとともに、若者、将来世代が富山県の未来に希望を持ってもらえるよう新たな総合計画を策定し、県庁全体で総合的な取組を進めていこうと考えております。

瀬川委員 ありがとうございます。

やっていることもいっぱいあると思っています。ただ私の問題意識としては、八十八策と100項目は結構リンクしている、似ている部分が多いんですね。

八十八策はほとんどが達成されましたけれども、今、人口の問題、皆さんで大変議論していただいていると思っておりますが、大きなインパクトとなるのは、私自身は出生率と社会増減だと思っていて、八十八策は達成したけれども、この2つに残念ながらあまり結びついてない面もありますので、後継となる100項目を達成しても、この傾向は変わらないんじゃないかということを心配しています。

100項目はぜひやってほしいのですが、それだけでは出生率のアップとか社会増減には、もしかしたらインパクトとしては少し弱いものあるかもしれないので、ぜひ100項目以外の項目もどんどんどんどん進めて富山県の活力につなげていただければと思っております。

新田知事 ありがとうございます。エールを送っていただきました。

1つだけ申し上げておきたいのは、瀬川委員は、出生率を大変に重視していらっしゃると思います。一つの考え方だと思います。現行の富山県の人口未来ビジョンにも県民希望出生率が載っています。これまではそれをベンチマークしてきたのは事実です。ただ、この4年間の中で、私たちは、この出生率は特にもうベンチマークしないという決断をして、かじを切りました。それは御理解いただきたいと思います。

県民希望出生率、それから、合計特殊出生率を上げるという

努力をしてきたわけですが、それを我々の政策目標からは外したということ、これははっきりとかじを切ったということは御理解いただきたいと思います。

瀬川委員 過度に追い求める必要はないと思いますが、出生率は何でこの数字を出しているかというのと、子供を育てたい、産みたいと県民の方が思っている、その希望の数字が、今の出生率よりも希望出生率が高いんです。そこに今届いていない現状があるんです。

ですから、過度に追い求める必要ありませんが、県民の希望をかなえてほしいんです。新田さんは、チャンスがあり夢がかなえられる富山県を目指すと言われました。そういうチャンスがあつて夢をかなえる、希望をかなえられるということだと思うんです。

県民の希望と、どんどんどんどん離れていっている現実をしっかりと受け止めて、今までよりも目指さないのかもしれませんが、その希望が何でかなっていないのかということは、ぜひこの4年間でしっかりと向き合って追求していただければと思います。

次の質問に移ります。

続いて子供政策に関して、3問お聞きします。

仮称ですけれども、こどもの権利に関する条例が制定に向けて進んでいることを、大変うれしく思っています。特に都道府県条例として初となる「こどもにとって大切な権利」の具現化や、権利侵害を救済する機関の設置など、意欲的な中身となることもありがたく思っています。

ですが、一般質問での澤崎議員からの質問、常任委員会での奥野委員の指摘にも近いのですが、理念条例、宣言条例になってはいけません。そして条文を読むだけでは、救済機関の設置以外にどのようなことが進んでいくのか、イメージしづらくも

感じております。

条文案にある「こどもに対する権利侵害を救済する機関の設置」以外で、今まで実施していなかったどのような施策が具体的に進んでいくのか、できれば具体的ということ意識して答弁くださればと思います。松井こども家庭支援監に所見をお聞きします。

松井こども家庭支援監 現時点の素案として、こどもに対する権利侵害を救済する機関の設置以外に5つのポイントを掲げております。

1つには、条例の前文に、未来を担うこどもがウェルビーイングで生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現を目指すことについて明記し、この条例を基にこどもまんなか社会やこどものウェルビーイングの向上についての普及啓発に取り組み、社会的機運の醸成を高めていきたいと考えております。

2つには、子供の権利に関する条約に定められている様々な子供の権利の中で、本県において特に大切にしたい権利の具体的な内容を明記しまして、こども自身が理解されるとともに、大人をはじめ社会全体も認識され、社会全体でこどもの成長を見守り支えていく方向につなげていきたいと考えております。

3つには、相談支援体制の充実について明記し、来年4月開設予定の富山県こども総合サポートプラザを併せて周知を図り、困難な状況にあるこどもが一人で悩まず、安心して相談できる相談支援体制の充実を図っていきたいと考えております。

4つには、こどもなどからの意見聴取及び施策の反映について明記し、今後、こどもの支援に関する計画や施策を検討する場合は、こどもなどからの幅広い意見を聴取していきたいと考えております。

5つには、社会全体でこどもを育み支える環境づくりについて明記しまして、官民が連携してこども同士や大人との交流の

機会を増やしまして、こどもの社会参加を促進していきたいと考えております。

こうした条例に基づく施策を推進し、こどもまんなか社会の実現を目指してまいります。

瀬川委員 ありがとうございます。

子供にこそ伝えたい内容だと思いますので、当然やられるとは思いますが、発表される際には、例えば振り仮名を振るとか、分かりやすい表現にするとか、私も空手指導をしているんですけども、書類を作るときにいつもその点に気をつけていますが、結構難しいんですよ。ぜひよろしく願いいたします。

続いて、条例制定は大変歓迎するところなんですけれども、知事が言うこどもまんなか社会は、条例ができればそれだけで実現するものではないと思います。今何が足りていないのか、この4年間でどういうことを進めていくのか。こどもまんなか社会は私たち議会側も大変共感することなので、知事のイメージとすり合わせて、時に推進力となって大いに応援したいという思いで質問をします。

知事のイメージするこどもまんなか社会の実現のためには、こどもの権利に関する条例のほかに現在どのような施策が足りていないのか、新田知事に所見をお聞きします。

新田知事 「こどもの権利に関する条例（仮称）」については、こどもの権利擁護と併せて、こどもの権利の普及啓発、また社会的機運の醸成、相談支援体制の充実、こどもからの意見聴取及び施策への反映などの基本施策も明記することにしていきます。今、支援監から答えたとおりであります。

私が目指すこどもまんなか社会の実現のためには、これまで取り組んできた子供支援に関する施策をさらに拡充するとともに、新たな施策についても検討したいと考えています。そこが、

今の委員の御質問だと思います。

主なものとしては、まず、いじめ、児童虐待、ひきこもりなどに対する子供の心のケアの必要性を踏まえて、こども総合サポートプラザの整備や円滑な運営に努めます。また、富山児童相談所、児童心理治療施設、学びの場、この3つの施設を一体的に整備をしてまいります。

また、子育てに関わる経済的支援の充実として、第2子を育てたいという希望をかなえるため、市町村と連携し0歳から2歳の第2子の保育料の無償化に取り組みたいと思います。また、子供たちの個性や才能を伸ばす機会を提供するとともに、学校外教育にかかる費用に充てられるこども未来応援クーポンの発行にも取り組みたいと考えます。

さらに子供たちが公立、私立の区別なく望む進路を選べるよう、私立高校の授業料や入学料の支援について段階的に所得制限を見直すことにしたいと思います。それから、本議会でも盛んに議論いただいておりますが、公立高校については、人口減少化、生徒減少化の中で、子供たちに規模や内容を含めて選択肢を提示できるような県立高校の在り方について、今いろいろと議論を進めているところです。

私としては、いずれの施策もこどもまんなか社会の実現を図るために必要な施策と考えています。新たな総合計画の策定に併せて、しっかりと市町村、関係者と協議検討してまいります。

瀬川委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

続いて、「こどもまんなか」というと、この理念とかビジョンはみんなが共感するところなんですけれども、具体的な施策になると大変難しさも感じます。私は、同世代の、子育て世代の県民と話すことが多いんですけども、「こどもまんなかって言っているのに、何でこういうことにお金かかるの」ということを結構言われます。

私立高校に通う生徒への助成の年収制限とか、高校のタブレットとか。もちろん「新田知事になってから、例えば、私立高校へ通う生徒への助成の拡充とか、フリースクールへの支援とかが進んだんだよ」とそのたびに言っているんですけれども。やはり、明確に予算をかけることが必要だと思うんですね。

全部何でも無償という世界にはなりませんけれども、今までやっていなかったこういうことをやりますとか、去年から今年になってこれが進みましたとか。せっかく県の広報紙も定期的に発行しているので、いろいろ発信したいことがあるでしょうけれども、「こどもまんなか」が新田知事のカラーならこの部分は毎号何か報告するなどして、ここに予算をかけました、これが進みましたということ、県民ともっと共有したらどうかなと思っています。

さて、いろんなところに予算をかけなければいけません、こどもまんなか社会の根幹は、生まれ育った家庭に関わらず健やかに育つ、夢や希望を持って育つ、そういう環境をつくることだと思っています。そういう意味では、日本語指導が必要な児童生徒、現実に困っている生徒へのサポートは進めなければなりません。

しかし、富山県も少しずつ対応しておりますが、このグラフを見ても分かるように、それを上回るペースで対象となる児童生徒が増えています。行政で手が届かないところをアレッセ高岡さんなど、民間の皆さんも頑張っておられますが、この児童生徒は今後も増えていくと思います。

足りていないから行政でもっとやりなさい、人員増やしなさいと、そこだけに矛先が向くのもおかしい話だと思っています。日本語指導が必要な児童生徒は自分の意思で日本に来たり、ここで育っているわけではありません。親が県内のどこかの企業で勤めている場合が多いと思います。その企業にも一定の責任

というか、責務があるのではと思っています。

日本語指導が必要な児童生徒の増加に関して対応の負担を行政だけで抱えないよう、企業にも協力を求める仕組みが必要だと考えますが、竹内生活環境文化部長に所見をお聞きします。

竹内生活環境文化部長 県内の外国人住民数は、今年1月に2万1,917人と過去最多となっております。

在留資格別で見ますと、研修、特定活動、技能実習、特定技能、大人の方たちですが、この増加が著しいのですけれども、永住者や家族滞在も増えておりまして、お示しいただきました資料のとおり、日本語教育が必要な児童生徒数も増加していると考えております。

また、在留資格のうち、特定技能2号等の専門人材は家族の帯同が認められるということがございますので、今後専門人材をはじめとする多様な外国人材の受入れ等を進めるに当たりましては、日本語教育が必要な児童生徒数のさらなる増加も見込まれるところでございます。

本県では、これまで日本語教育の課題や今後の方向性などを検討する総合調整会議というのを設置しまして、定期的に開催しております。

また、県内4か所で初期日本語教室を開催しているほか、各地のボランティアにより運営されている日本語教室に対して、地域日本語教育コーディネーターによるスキルアップ指導などの支援も行ってきておるところでございます。

また、小中学校現場におきましては、日本語指導担当教員の配置を増やすといった対応も取られているところでございますが、先ほど申し上げた日本語教育が必要な児童生徒の増加見込みも踏まえて、今般着手いたしました「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」の改訂の中においても、日本語教育のさらなる充実、これは検討すべき課題だと考えております。

一方で、企業等による日本語教育ということでは、これまで技能実習であったり、特定技能1号の方々に対して、受入企業のほうで日本語学習の機会を提供したり、日常生活や社会生活上の支援を行うということが、これは法令等により義務づけられておりました。

さらに、児童生徒の日本語教育においても、企業等に協力を求めるに適当な分野がまずあるか、また、それが本当に可能かどうか等につきましても、先ほど申し上げた富山県外国人材活躍・多文化共生推進プランの改訂作業の中でよく検討していきたいと考えております。

瀬川委員 ありがとうございます。

繰り返しになりますが、行政だけで抱える問題ではないと思いますので、企業ともぜひ話し合っただけだと思います。

次は、軽症者の救急搬送における選定療養費ということについて質問します。

聞いている方は、「これ、何のこと」と思われるかもしれませんが、いわゆる軽症者が救急車を使った場合の有料化と呼ばれたりもするもののことです。今月から都道府県で初めて、茨城県で実施されています。

私も救急車の有料化だと思っていましたが、担当課に教えてもらってようやく理解できました。救急車が有料になるのではなくて、救急車を利用した方が軽症だった場合に、病院が選定療養費という形で7,000円程度を徴収する仕組みです。

もちろん救急車を呼ぶことをためらって、救える命が救えないことはあってはいけません。ほとんどの方が、一般の方ですね、医師という専門家ではないので、判断に迷った方はぜひ呼んでほしいと思います。

ですが、明らかに軽症なのにとか、タクシー代わりに呼ぶ方がおられるのも事実です。救急医療体制の逼迫も度々問題にな

り、本当に医療が必要な方に届けることも大事だと思います。

まず、本県における救急搬送のうち、軽症者の人数割合はどの程度なのか武隈危機管理局長にお聞きします。

武隈危機管理局長 本県における救急搬送のうち軽症者の人数でございしますが、過去5年間の推移は、令和元年が1万6,719人、2年が1万4,406人、3年が1万5,172人、4年が1万7,583人、5年は速報値になりますけれども1万9,104人で、令和5年は過去最多となっております。

また、救急搬送に占めます軽症者の割合は、令和元年が40.2%、2年が38.2%、3年が37.5%、4年が37.4%、5年はこれも速報値ですが38.4%であり、ここ5年間は40%前後の水準で推移しております。

瀬川委員 ありがとうございます。

4割の方が結果的に軽症であって、その方から仮に全て7,000円程度いただくとすると1億円以上の金額になると思います。県もそうですし、市町村もそれぞれ公立で運営している病院に対して費用を入れているので、その分ほかの施策に使えるという面もあると思いました。

この話になると、7,000円を徴収することで救急車を呼ぶことのためらいが生まれるのではという声が必ず出てきます。ためらいがあっては、もちろんいけません。ただ、紹介状なしで大病院に行ったら、以前は5,000円、今は7,000円かかるんですけども、これと同じだという意見もあります。こういうことを正しくアナウンスすれば、ためらいが生まれない状況もつくられるのではないかとともに思います。

とはいえ、救急医療体制の維持が一番の目的です。現在は大丈夫でも救急医療に携わる人材の確保は、今後、今より難しくなる将来があるようにも思います。軽症者の救急搬送における選定療養費の徴収について、救急医療体制の維持の観点から徴

収するかしないかの判断を病院に委ねるのではなく、県として統一的な運用の、せめて検討はしてもいいのではと思います。

例えば病院にヒアリングするとか、救急車の到着時間が早まった可能性があるのはどのくらいで何件くらいだとか検討してもいいのではと考えますが、有賀厚生部長に所見をお聞きします。

有賀厚生部長 まず選定療養費ですけれども、医療機関の機能、役割に応じた適切な受診を促すために、一般病床200床以上の地域医療支援病院等においては、紹介状なしで受診する初診患者等に対して、医療費の自己負担分とは別に特別の料金を選定療養費として徴収することが義務づけられております。これは義務づけでございます。

救急の患者さんについては、原則として選定療養費徴収の対象外とされてはおりますが、この救急の患者に該当するか否かは医療機関の個別判断となるとされておまして、他県においては、救急医療機関や消防機関の負担軽減ということで、救急車で搬送された患者であっても緊急性が認められない場合に徴収するという動きが出てきております。

本県においても、救急搬送者数の増加に伴い、入院が必要な救急患者への治療を担っている公的病院をはじめとする救急告示病院や、消防機関の負担の今後のさらなる増加というものが懸念されてきております。

県としては、選定療養費の導入について、その効果や、本来救急搬送が必要な方が要請をちゅうちょするのではないかといった御指摘のような懸念、課題がございますので、先行県の状況を研究するとともに公的病院や消防機関の意見をお聞きするなどしてしっかり検討を進めていきたいと考えております。

瀬川委員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

残り3問は教育についてお聞きします。

現在議論されている高校再編ですが、先日教育委員会から再編における考え方の方向性が示されました。今までにない意欲的なものが出てきたと、私自身は大変期待しております。もう少し詳細が出てきたら取り上げて質問したいなと思っておりますが、高校の中身を作り変える、そういう意欲も感じているところです。

この再編における考え方の方向性で、大規模な高校という考え方があります。県立として3つ作る必要があるかどうかは、まだこれ自分の中で腹落ちしていませんけれども、なのでよしあしを判断できていませんが、個人的には1つか2つは必要だと思っています。

会派の教育に関するプロジェクトチームで、県内34の全日制高校を全校回りました。5つの定時制も全校回りました。やはり大規模校は活気があるんですね。生徒もいろんな価値観に触れられる、気の合う友達とも出会う確率が上がる、授業の選択肢も増える、部活動が選べる、今はやっていませんけれども、現状に加えて、ほかの学科の授業を受けられたり、大学のように多彩な開講科目から自分なりのカリキュラムをつくれると、さらに魅力が増すようにも思いました。

小規模校のよさもある。それが合っている生徒もいるので、小規模校も多少残してほしいんですけれども、大規模のメリットも感じております。しかし、現状は大規模のメリットが伝わっていないというか、理解されていない面もあると思いますので、自信を持ってしっかり伝えてほしいとエールを送りたいと思います。

さて、34校が20校になる再編イメージが示されました。つまり14校をなくさないといけません。このなくすというのがとても大変で、「うちの地域から高校をなくさないでくれ」ではなくて、これはこれで大変なんですけれども、物理的に解体する、

なくすこともとっても大変です。高校は県所管ですがけれども、小中学校でまさに今これを行っている市町村のどこもが解体で苦しんでいます。

平均的な規模の県立高校を解体する場合、解体費用は幾らになるのか、広島教育長にお聞きします。

こう言ったら、クラス数を挙げてくれと言われましたので、今は1学年4クラスが県立高校で一番多いんですけれども、元はもうちょっと入りますから、5、6クラスの規模で答弁をお願いしたいと思います。

広島教育長 現在、39校の県立高校がございます。普通教室棟や特別教室棟、また体育館、これに加えまして工業、農業など職業系専門科を有する学校では実習棟も必要となります。学科や学級数により、学校ごとの建物保有面積、いわゆる住宅でいう床面積になりますが、この建物保有面積は大きく異なります。このため、なかなか平均的な規模の県立高校というのが、定めることは難しいのかなと。

一方で、解体費という観点でいきますと、近年解体工事が行われました泊高校の例では、校舎など建物保有面積が1万820平米でございます。この解体費用が6億9,487万円、1平米当たり約6万4,000円というものが出ております。

また、今、富山市のほうで解体を進めておられます旧水橋高校の例では校舎などの建物保有面積が1万3,464平米、解体費用は9億3,295万円ということで、1平米当たり約6万9,000円ということになっております。

この平均を取りますと、1平米当たりは6万7,000円ということになりますので、ひとつこれを基準にして考えたいということで、お尋ねのございました普通科系で1学年5から6クラスの規模、この高等学校の建物保有面積は、現状の平均を取りますと約1万1,000から1万2,000平米になります。これに先ほ

どの6万7,000円を乗じますと、解体工事費は大体、試算になりますけども、7億4,000万円から約8億円ということがイメージできるのではないかなと考えております。

瀬川委員 ありがとうございます。

単純計算ですけれども、14校にすると112億円程度になります、8億で計算したらですね。とても大きな金額です。武道館よりもっとかかりますし、これぐらい、何も建てないけれども解体にお金がかかりますので、ぜひ、ただ解体するんじゃなくて、ほかに使えないかという観点で検討を進めてほしいなと思ってこの質問をいたしました。

この答弁に関連するんですけれども、最後に夜間中学の設置について質問します。

グラフを示しますが、最終卒業学校が小学校という方は、比較的県西部に多いという国勢調査があります。外国人の方で、日本語指導に通いたいと思われる方も、富山市や県西部に多いというデータもあります。

規模や設置場所の検討も検討委員会で何か話されているようなのですが、安易に真ん中だからと決めるのではなくて、まずは入学希望の方がどれぐらいいるのか、そしてどのエリアに多いのか、例えば100人と200人では用意する規模も、学校のサイズも全然違うと思いますので、最初に入学希望者のニーズ調査を行う必要があるのではないかと考えています。

その際に、今14校なくさないといけない、いろんななくし方がありますが、ぜひ同時期にこれ、進んでおりますので、県立高校で生まれる空き校舎の活用も十分検討してほしいと思っています。1校でも使うことができれば、その分8億円をほかのところに回せますので、別々に考えないで一緒に考えてほしいなと思っています。

広島教育長にお聞きします。

廣島教育長 今ほど委員からお示しいただいたもの、令和2年の国勢調査の数字であろうと思います。

一方で、今年、私どもで8月に公表させていただきました夜間中学に関する件のアンケート調査では、様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学を卒業し、学び直しを希望される方など、入学希望者と捉えられるのではないかという方々——夜間中学で学びたいとする人、また、そういった人がいるのでそこに知らせたいという人の数を調査しております。この半数は、大体富山市在住であったという状況です。

この国勢調査の結果、またアンケート調査の結果では、そういう方々は県内に大体散在しているというような状況でございます。これらの結果を示しました10月の協議会におきましては、設置場所について、今ほど委員からもございましたが、通いやすさの視点からは県の真ん中のある富山市に設置すればよいのではないかと、また、様々な条件や希望する方の状況も調べながら検討していくべきという意見があったところでございます。

次回以降の協議会では、交通利便性や学校の施設設備の点から学級規模や設置場所等の検討を進めていきたいと考えております。設置場所について、委員御提案の高校の再編による空き校舎の活用ということも考えられるところではございますけれども、再編の方向性の確定を待つということは、その夜間中学校開設に向けたスケジュールとの兼ね合いを考えますと難しいところもあるのではないかなと考えております。

今後、入学者希望者のニーズ、また既存施設の有効活用、交通利便性等の観点から、設置場所について検討を進めてまいります。

瀬川委員 先鋒の役割を果たせたか分かりませんが、これで質問を終わります。

瘡師委員長 瀬川委員の質疑は以上で終了しました。